

令和2年5月12日

町内小中学校保護者 様

学校教育活動の再開について

東彼杵町教育委員会  
教育長 粒崎秀人

通常の学校教育活動の開始日を5月15日(金)または5月19日(火)と考えています。児童生徒が1日で半数ずつ授業を受けていますので、2日間区切りとしております。

通常の学校教育活動の再開にあたっての基本的な考えを下記のとおりお示ししますので、何卒皆様方のご理解とご協力をお願い申し上げます。

## 1 学校再開の基本的な考え

(1)文部科学省の有識者会議の懇談会から提言が出され、それを受けて「学校再開のガイドライン」を補足する形で、5月1日付けで「学校の臨時休業に係る学校運営上の工夫について」通知が出されました。

### ①その趣旨として

「学校における感染リスクをゼロにするという前提に立つ限り、長期間続けば、子供の学びの保障や心身の健康などに関して深刻な問題が生じる。」  
社会全体が、長期間にわたりこの新たなウイルスとともに生きていかなければならないという認識に立ち、子供の健やかな学びを保障することとの両立を図るため  
○感染拡大リスクを可能な限り低減しつつ段階的に実施可能な教育活動を開始していく。

②学校での集団発生報告は稀であり、小児年齢の発生割合、重症割合も少ないこと。

(2)長期間感染者が発生していない地域においては、緊急事態宣言の解除が今週にも出される予定であること。長崎県及び本町において長期間感染者が発生していない状況であること。

(3)現在の分散登校による教育活動では、学習進度が半減し、長期間続けることは、今後の補充学習する上で子どもたちに大きな負担を生じさせるおそれがあること。

(4)上記のことを踏まえ、県内市町では、学校再開する動きが出ており、学習機会の格差が拡大していくことは、子どもたちに不利益を生じさせることになりかねないこと。

## 2 学校再開の開始日について

長崎県が国の緊急事態宣言の解除地域となった場合、もしくはすべての県立学校に通常の学校再開の通知がなされた場合、感染症対策を勘案の上、教育委員会・学校・関係機関で協議し決定します。